

旭川市自動体外式除細動器（AED）設置事業所の公表等に関する要綱を次のように定める。

平成21年12月14日

旭川市消防長 太田 義正

旭川市自動体外式除細動器（AED）設置事業所の公表等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市において自動対外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している事業所を公表し、及び当該事業所にその旨を表示することにより、緊急時における市民等によるAEDを使用した心肺蘇生が行われる体制を構築するとともに、事業者の理解によるAEDの設置促進を図り、もって、本市における救命率の向上に資することを目的とする。

（公表等の対象事業所）

第2条 旭川市内においてAEDを設置している事業所のうち、前条の目的に賛同するものを公表等の対象とする。

（公表事業所の認定手続）

第3条 前条の事業所の代表者は、AEDを設置している事業所ごとに自動体外式除細動器設置事業所公表希望申請書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理した時は、書面により審査するとともに、必要に応じて現地調査により次の各号に掲げる事項について確認し、すべてを満たしている場合において、AED設置公表事業所（以下「公表事業所」という。）として認定するものとする。

- (1) AEDが、動作可能な状態となっていること。
- (2) AEDが、容易に分かる位置に設置してあること。
- (3) AEDが、医療器具として薬事関係法令の承認を得ていること。
- (4) AEDの所有者の許可がなくとも、関係者の承諾があれば使用可能であること。
- (5) AEDの取扱い（心肺蘇生法）講習を受講済みの者が事業所にいること。

3 消防長は、公表事業所として認定した場合は、その事業所の名称、所在地及びAEDの機種等を自動体外式除細動器設置事業所一覧表（様式第2号）（以下「一覧表」という。）に登録するものとする。

（公表方法）

第4条 消防長は、公表事業所を市民に周知するため、当該事業所の名称及び所在地を次の各号に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 旭川市消防本部のホームページによる公表
- (2) 救命講習会等での資料による公表
- (3) 前2号に掲げるもののほかAEDの普及啓発に関する資料による公表
(表示証の交付)

第5条 消防長は、公表事業所の代表者がAEDの設置を市民に知らせるための表示を希望する場合には、自動体外式除細動器設置の証(図1)(以下「表示証」という。)を交付するものとする。

- 2 表示証の交付枚数は、事業所ごとに1枚とする。ただし、事業所の規模等によってはこの限りでない。

(表示証の掲示)

第6条 表示証は、市民等から見やすい位置に掲示するものとする。

(登録抹消の手続等)

第7条 公表事業所の代表者は、当該事業所において、第3条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は公表の登録の抹消を希望するときは、自動体外式除細動器設置・公表登録抹消届出書(様式第3号)を消防長に提出するとともに、表示証を返却しなければならない。

- 2 消防長は、前項の届出を受理したときは、一覧表を整理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この庁達は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この庁達の施行日前において旭川市消防本部のホームページ等により公表し、及び表示証を交付している事業所については、この庁達第3条から第7条までの規定(第3条第3項の規定を除く。)による手続等がなされたものとみなす。この場合において、消防長は、第3条第3項の規定に基づく登録を行うものとする。